

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 11 日（金）第 293 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○鹿 児 島 県 人 権 尊 重 の 社 会 づ くり 条 例（※） | （人権同和対策課取扱い） | 1 |
| ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（※） | （デジタル推進課取扱い） | 3 |
| ○鹿 児 島 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 中 小 企 業 応 援 基 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例（※） | （中小企業支援課取扱い） | 4 |

条 例

鹿 児 島 県 人 権 尊 重 の 社 会 づ くり 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 4 年 3 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 1 号

鹿 児 島 県 人 権 尊 重 の 社 会 づ くり 条 例

全 て の 人 間 は， 生 ま れ な が ら に し て 自 由 で あ り， か つ， 尊 厳 と 権 利 と に つ い て 平 等 で あ る。こ れ は， 世 界 人 権 宣 言 に う た わ れ て い る 理 念 で あ り， 基 本 的 人 権 を 保 障 し て い る 日 本 国 憲 法 の 理 念 と す る と ころ で あ る。

し か し な が ら， 部 落 差 別 を は じ め と し て， 女 性， 子 ど も， 高 齢 者， 障 害 者， 外 国 人， 性 的 指 向 及 び 性 自 認 等 に 関 す る 人 権 問 題 が 依 然 と し て 存 在 し て お り， さ ら に， イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 誹 謗 中 傷， 感 染 症 等 に 関 す る 差 別 や 偏 見 な ど 様 々 な 人 権 問 題 が 生 じ て い る。

一 人 一 人 が あ ら ゆ る 差 別 は 許 さ れ な い と い う 認 識 の 下， 自 分 の 人 権 の み な ら ず 他 人 の 人 権 に つ い て も 正 し く 理 解 す る と と も に， 人 々 の 多 様 な 在 り 方 を 認 め 合 う こ と が 重 要 で あ る。 個 人 の 尊 厳 や 多 様 性 が 尊 重 さ れ， あ ら ゆ る 差 別 を 生 み 出 さ な い 社 会 の 実 現 は， 私 た ち 県 民 の 願 い で あ る。

こ こ に， 私 た ち は， 全 体 の 人 の 人 権 が 尊 重 さ れ る 社 会 づ くり の た め， 不 断 の 努 力 を 続 け る こ と を 決 意 し， こ の 条 例 を 制 定 す る。

（ 目 的 ）

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って県行政のあらゆる分野における施策に取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村への要請及び支援）

第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（差別のない社会づくりに向けた取組）

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置）

第7条 人権施策の総合的な推進に資するため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、前条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第 8 条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第 9 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 10 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第 11 条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

（委任）

第 12 条 第 7 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 2 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成 27 年鹿児島県条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第 6 号を削り，第 7 号を第 6 号とする。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例（平成 14 年鹿児島県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中 8 の項を削り，9 の項を 8 の項とし，10 の項から 13 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

.....

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 3 号

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例の一部を改正する条例
鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金条例（令和 3 年鹿児島県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め，附則に次の 1 項を加える。

- 3 令和 8 年 3 月 31 日までを実施期間とする事業の事業費の精算が完了した時点において，国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として令和 2 年度に積み立てた基金に残額があるときは，第 6 条の規定にかかわらず，当該基金の残額を予算に計上し，国庫に納付するものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。